

健康増進法の一部を改正する政令案等について（概要）①

※パブリックコメント実施中

1. 改正の趣旨

健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、健康増進法施行令(平成14年政令第361号)、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第81号)等について、改正法で政省令に委任している事項の規定及びその他所要の改正等を行うもの。

2. 改正の内容

(1) 健康増進法施行令の一部を改正する政令案

※「体系図(12ページ)」中「第一種施設」部分

① 特定施設の対象

改正法第2条による改正後の健康増進法(平成14年法律第103号。以下「第2条新法」という。)第25条の5の規定に基づき原則敷地内禁煙となる第25条の4第4号イで規定する特定施設は、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者である20歳未満の者、患者、妊婦が主たる利用者である以下の施設とする。

・学校教育法第1条に規定する学校(専ら大学院の用途に供する施設を除く。)その他20歳未満の者が主として利用する教育施設等

・医療法に規定する病院、診療所及び助産所

・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する薬局

・介護保険法に規定する介護老人保健施設及び介護医療院

・難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する難病相談支援センター

・施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師がその業務を行う場所をいう。)の用途に供する施設

・児童福祉法に規定する障害児通所支援事業(居宅訪問型児童発達支援若しくは保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く。)、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び病児保育事業の用に供する施設、児童福祉施設並びに無認可児童福祉施設

・母子保健法に規定する母子健康包括支援センター

・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園

② その他所要の規定の整備を行う